

# 千葉県建設工事における総合評価方式の改訂について (令和3年4月ガイドライン改訂)

令和3年4月以降の入札公告を行うものから適用となります。

## 1. 建設工事における「一抜け方式」の導入に伴う、総合評価における運用の見直しについて

令和3年4月の入札・契約制度の改正において、「一抜け方式」を導入することとなりました。

これにより、「一抜け方式」の入札参加者は1つの技術資料の提出で複数の工事の応札が可能となることから、以下の運用を見直します。

- ①入札参加者が提案する施工計画は、複数の工事に対し共通の提案となることから、設定する課題は複数工事間で同一の課題とします。
- ②県産品の活用について、複数の工事で使用量が異なるため、「品目の活用の有無」のみを評価対象とし、公告文に記載された数量を履行義務とします。

### (ア) 施工計画 (ガイドラインP13) 【簡易型】

評価項目	評価基準
<p>(1) 工事の内容により1または2課題を設定する。(工事の難易度が高い場合は2課題を設定する。)</p> <p>(2) 1課題あたり3提案まで記入する。提案の記入は記載の順に1から3までの通し番号を付ける。4提案目以降に記載した内容は加點評価の対象としない。ただし、履行義務(施工不可とされたものは除く)は負うものとする。 なお、3提案に満たない提案数であっても、評価しないというものではない。</p> <p>(3) 複数の提案内容を1つの提案として記載した場合は、当該提案を加點評価の対象としない。ただし、履行義務(施工不可とされたものは除く)は負うものとする。</p> <p>(4) 説明図表を含め技術資料様式1頁以内で記述する。 2課題の場合も1頁以内で記述する。 2頁目以降に記載された内容は加點評価の対象としない。 ただし、2頁目以降にせ記載した内容については履行義務(施工不可とされたものは除く)を負うものとする。</p> <p>(5) 文字の大きさはフォントを11ポイント以上とし、1行あたり40文字、35行以内で様式(A4一枚)に記載する。</p> <p>(6) 不適切である場合、入札は無効とする。</p> <p>(7) 入札方式が「一抜け方式」による場合の施工計画の課題は、対象となる複数の工事に対し同一の課題を設定する。</p>	<p>総合的な観点から評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的に優れた施工計画である</li> <li>・適切で優れた施工計画である</li> <li>・適切で良好な施工計画である</li> <li>・適切な施工計画である</li> <li>・不適切である</li> </ul>

(オ) 地域貢献度 (ガイドラインP20)

<p>4 県産品の活用</p> <p>(1) 県産品とは、千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する会社で、生産・加工又は製造された建設資材をいう。</p> <p>(2) 木材及び木材製品においては、「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」の趣旨に基づき、産地が千葉県内の森林である木材及び木材製品とし、「ちばの木認証制度」により認証されるものをいう。</p> <p>(3) 発注者が工事案件ごとに主要資材の中から対象品目を指定し、当該工事において、<b>活用の有無のみを評価するものとし、公告文に記載された主要資材の数量について、履行義務の対象とする。</b> <b>また、</b>使用資材が少量又は多品目である等、対象品目の設定が困難な工事では、設定しないことができる。</p> <p>(4) 複数の資材を指定した場合、「資材 A 及び資材 B」ではすべての資材を、「資材 A 又は資材 B」ではいずれかの資材を<b>指定数量</b>使用した場合に評価する。</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1074 250 1474 286"><b>【特別簡易型】 【簡易型】</b></td></tr><tr><td data-bbox="1074 286 1474 338">指定品目の活用あり</td></tr><tr><td data-bbox="1074 338 1474 396">なし</td></tr></table>	<b>【特別簡易型】 【簡易型】</b>	指定品目の活用あり	なし
<b>【特別簡易型】 【簡易型】</b>				
指定品目の活用あり				
なし				

## 総合評価における「一抜け方式」に関する留意事項

### 「一抜け方式」で一括審査ができない理由

#### 問題点① 施工計画

(その1) 工区は**矢板・コーピングが施工済み**であることから、施工計画が矢板に関する課題であると他工区と共通の課題とならない。

#### 問題点② 県産品

各工区の**県産品(平ブロック)**の数量が異なる。

(令和3年4月改訂)

その1, その2, その3, その4工区

### 「一抜け方式」の対象として一括審査ができる場合

#### 解決方法① 施工計画

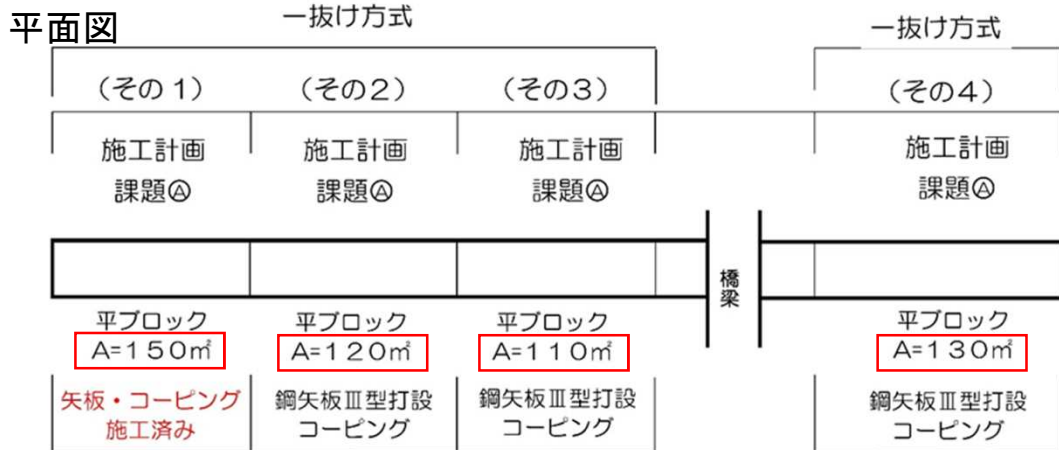
**「平ブロック設置工事に関する施工上の工夫」**等、**共通の課題を設定**する。

#### 解決方法② 県産品

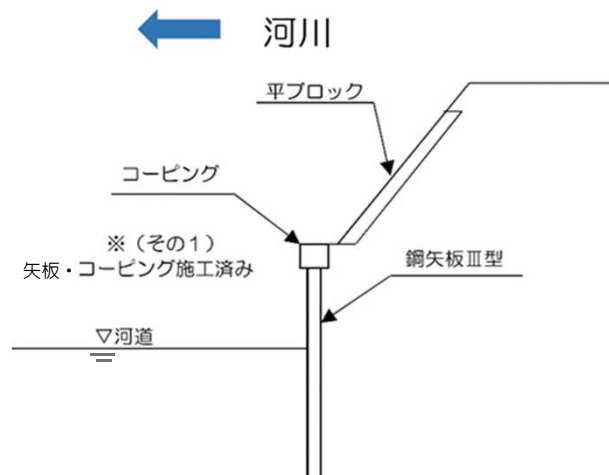
対象品目を「平ブロック」に指定し、**活用の有無のみ**を評価対象とする。

(※公告文に記載された主要資材の数量について、履行義務の対象とする。)

(参考例：護岸工)



#### 横断面図



## 2. 「千葉県所掌工事における過去2か年度間の工事成績の平均点」の評価対象について

令和2年10月1日から、自然災害により被災した公共施設の迅速な復旧のため、災害復旧に関する工事について、予定価格1億円未満まで指名競争入札方式を適用することとなりました。

これに伴い、予定価格5千万円以上の災害復旧に関する工事は、(3) 評価対象のアからはずれ、イまたはウの場合のみ評価対象となっておりますが、災害復旧関連工事は、県として早期復旧を優先し指名競争入札方式としたものであることから、「総合評価方式相当」として、予定価格5千万円以上の災害復旧に関する工事の成績を評価対象とします。

なお、「令和3年4月以降の新規受注工事からの成績を対象」とします。

### (イ) 企業の施工能力 (ガイドラインP13)

<p>2 千葉県所掌工事における「工種：〇〇」における工事成績の平均点 (小数点以下第2位以下切捨て)</p> <p>(1) 過去の工事成績評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)の平均点(小数点以下第2位以下切捨て)により評価する。</p> <p>(2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、環境生活部、防災危機管理部、教育庁、企業局(旧企業土地管理局等・旧水道局)、警察本部、病院局とする。</p> <p>(3) 評価対象 入札公告の日の属する年度を除く、 ア 直近の過去2か年度間に完成した総合評価方式で落札した同工種の工事成績を評価の対象とする。 <b>(予定価格5千万円以上の災害復旧に関する工事の成績評定点も対象とする。(なお、「令和3年4月以降の新規受注工事からの成績を対象」とする。))</b> イ ただし、上記アに該当する工事が無い場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。 ウ ただし、上記イに該当する工事が無い場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。</p>	<p>【特別簡易型】 【簡易型】</p>
	80点以上
	80点未満77.5点以上
	77.5点未満75点以上
	75点未満72.5点以上
	72.5点未満70点以上
	70点未満65点以上
65点未満	
成績なし	

#### ※ (3) 「評価対象 ア」

直近の過去2か年度間に完成した総合評価方式で落札した同種工事の工事成績を評価期間としていることから、令和3年4月以降の災害復旧に関する工事の成績が実際に評価対象とされるのは、令和4年4月以降の総合評価案件からとなりますので御留意ください。

### 3 その他

改訂版の「千葉県総合評価方式ガイドライン(令和3年4月)」については、千葉県ホームページに公開します。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyuu/hinshitsu.html>